

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務								
②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	健康管理システム								
②システムの機能	1. 照会機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を照会する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 2. 入力機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力、変更する。 3. 予防接種対象者への接種券発行機能 接種対象者を抽出し、一覧表及び接種券を出力する。 4. 情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	庁内基本情報連携システム								
②システムの機能	住民基本台帳に登録している者及び住民基本台帳システムに登録されていない者等の宛名情報等を管理する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)								
システム3									
①システムの名称	MICJET番号連携サーバー								
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住民基本システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。								

3. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14の項、第135の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、160の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者
その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の予防接種記録等の管理を適切に行う必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	1. 識別情報 個人番号: 対象者を特定し、本人確認措置を適切に行うため。 その他識別情報: 接種を受けた者を正確に特定し、接種記録の管理を適切に行うため。 2. 連絡先情報 4情報: 予防接種の対象者であることを確認するため。 3. 業務関係情報 健康・医療関係情報: 予防接種記録の管理を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月5日
⑥事務担当部署	保健福祉部 健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (健康管理システム)								
③使用目的 ※	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する住民情報、接種記録及び情報連携等の適切な管理を行うため								
④使用の主体	使用部署	保健福祉部 健康づくり課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種情報を管理する。								
情報の突合	当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。								
⑥使用開始日	令和3年4月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

○開庁時間外においては、入退館管理をしている建物内のうち、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。

○サーバへのアクセスは複数の認証が必要。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回数
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類
- ・製品名

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用してログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><既存住基システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号が紐付けされないようにシステム上で担保する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><既存住基システムにおける措置> 生体認証による操作者認証を行う。</p>

その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
---------------------	---	--	---	--

ルール内容及び ルール遵守の確認方法	
-----------------------	--

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---	--	---	---

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><健康管理システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ等は入退室記録管理、施錠管理が徹底された管理区域に設置する。 ・特定個人情報を取り扱う端末は来庁者から閲覧できない区域に設置し、執務室に職員が不在の際は施錠管理を徹底する。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する事務及びその事務に従事する職員を特定することで、システム利用時に本人認証を実施し、認可機能によりそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、利用権限のない者による特定個人情報の目的外入手を防止している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><健康管理システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ等は入退室記録管理、施錠管理が徹底された管理区域に設置する。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照会の応答に関して、事前に応答項目の設定を実施することで、照会応答時に取り扱う情報を最小限とすることで、特定個人情報の不正な提供を防止している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正アクセス等による被害の防止等 セキュリティ対策ソフトウェアを導入し、不正アクセス及び不正ソフトウェアから保護をする。 また、どのユーザがいつ情報提供ネットワークシステムに関係する操作を実施したか操作ログを取得しており、必要に応じログ分析を実施する。 	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	-

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年1回以上)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel.0463-94-4867
②請求方法	個人情報保護法の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	伊勢原市保健福祉部健康づくり課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel.0463-94-4609
②対応方法	問い合わせの受付時に受付表を作成し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1. 識別情報 個人情報:対象者を特定し、本人確認措置を適切に行うため。その他識別情報:接種を受けた者を正確に特定し、接種記録の管理を適切に行うため。	1. 識別情報 個人番号:対象者を特定し、本人確認措置を適切に行うため。その他識別情報:接種を受けた者を正確に特定し、接種記録の管理を適切に行うため。	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更に該当しない。
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、健康管理システム	その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム、健康管理システム	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取り扱いの委託 委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年11月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取り扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。

令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類 ・製品名 ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) ・証明書ID ・証明書発行年月日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年11月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年11月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。
令和4年11月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみを送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	

<p>令和4年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
<p>令和4年11月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>なし</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・ 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・ キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象のため。</p>
<p>令和4年11月30日</p>	<p>I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能</p>	<p>1. 照会機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を照会する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 2. 入力機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力、変更する。 3. 予防接種対象者への接種券発行機能 接種対象者を抽出し、一覧表及び接種券を出力する。 4. 連携ファイル作成機能 VRSに接種対象者、接種記録を登録するための連携ファイルを作成する。 5. 連携ファイル取込機能 VRSから出力された接種記録を登録するための連携ファイルを取り込む。</p>	<p>1. 照会機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を照会する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 2. 入力機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力、変更する。 3. 予防接種対象者への接種券発行機能 接種対象者を抽出し、一覧表及び接種券を出力する。 4. 連携ファイル作成機能 VRSに接種対象者、接種記録を登録するための連携ファイルを作成する。 5. 連携ファイル取込機能 VRSから出力された接種記録を登録するための連携ファイルを取り込む。 6. 情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和4年11月30日</p>	<p>I-4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第10項、101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第74条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) 	<p>事前</p>	
<p>令和4年11月30日</p>	<p>I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠</p>	<p>1. 情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、 16の3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2</p> <p>2. 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、 17項、18項、19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>1. 情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、 16の3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2</p> <p>2. 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、 17項、18項、19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の4</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年11月30日</p>	<p>II-2. 基本情報 ④記録される項目主な記録項目 ※</p>	<p>なし</p>	<p>〔○〕その他(口座登録・連携ファイル関係情報)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年11月30日</p>	<p>II-3. 特定個人情報 の入手・使用 ①入手元 ※</p>	<p>なし</p>	<p>〔○〕行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年11月30日</p>	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号 宛名番号 自治体コード 接種券番号 属性情報(氏名、生年月日、性別) 接種状況(実施/未実施) 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目) 接種日 ワクチンメーカー ロット番号 ワクチン種類 製品名 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) 証明書ID 証明書発行年月日 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号 宛名番号 自治体コード 接種券番号 属性情報(氏名、生年月日、性別) 接種状況(実施/未実施) 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目) 接種日 ワクチンメーカー ロット番号 ワクチン種類 製品名 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) 証明書ID 証明書発行年月日 口座登録・連携ファイル関係情報 	<p>事前</p>	

令和6年12月27日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更にとらならない
令和6年12月27日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 照会機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を照会する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 入力機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力、変更する。 予防接種対象者への接種券発行機能 接種対象者を抽出し、一覧表及び接種券を出力する。 連携ファイル作成機能 VRSに接種対象者、接種記録を登録するための連携ファイルを作成する。 連携ファイル取込機能 VRSから出力された接種記録を登録するための連携ファイルを取り込む。 情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。 	<ol style="list-style-type: none"> 照会機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を照会する。個人の属性(住所、氏名、生年月日等)が表示される。 入力機能 対象者が受けた予防接種の種類、接種日、実施医療機関名等を入力、変更する。 予防接種対象者への接種券発行機能 接種対象者を抽出し、一覧表及び接種券を出力する。 情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更にとらならない
令和6年12月27日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	ワクチン接種記録システム(VRS)(略)	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更にとらならない
令和6年12月27日	I-4. 個人番号の利用 ※法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第10項、101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第74条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表14の項、第135の項 	事後	法改正に伴う変更
令和6年12月27日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、16の3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二16の2項、17項、18項、19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の4 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、160の項 	事後	法改正に伴う変更

令和6年12月27日	II-3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム、健康管理システム）	健康管理システム	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	II-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種情報を管理する。	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無	委託する	委託しない	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無	2件	0件	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	II-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	[○] 提供を行っている	[○]行っていない	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	II-6. 特定個人情報の保管・消去・保管場所 ※	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p>○開庁時間外においては、入退館管理をしている建物内のうち、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 ○サーバへのアクセスは複数の認証が必要。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	II-7. 備考	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	(削除)	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない

<p>令和6年12月27日</p>	<p>(別添1)</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類 ・製品名 ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) ・証明書ID ・証明書発行年月日 ・口座登録・連携ファイル関係情報 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回数 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類 ・製品名 	<p>事後</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない</p>
<p>令和6年12月27日</p>	<p>Ⅲ-2. 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手する場合は、接種者から接種証明書の交付申請がワクチン接種記録システムにおける措置></p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置></p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない</p>
<p>令和6年12月27日</p>	<p>Ⅲ-2. 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手がでないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまいうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用してログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 	<p>事後</p>	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない</p>

令和6年12月27日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 	<p><既存住基システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号が紐付けされないようにシステム上で担保する。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 	<p><既存住基システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体認証による操作者認証を行う。 	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 	-	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びその リスクに対する措置	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	-	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	提供・移転する	提供・移転しない	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月27日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 その内容	サーバー設置場所の入退室管理を行っている。適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。		事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了に伴う変更であり、重要な変更には当たらない

